

「破産手続開始等の通知書」 発送開始のお知らせ

平成24年7月26日

債権者 各位

破産者 株式会社クラヴィス
破産管財人 弁護士 小松 陽 一 郎

前略 平素は、破産者株式会社クラヴィスの破産手続にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利息制限法所定の制限利率による引き直し計算に基づき、現時点で破産債権者であると考えられる方に対し、本日付で、第1回目の「破産手続開始等の通知書」の発送が開始されましたので、お知らせいたします。

本件では、破産債権者であると考えられる方の人数が、現時点で判明しているだけでも約46万名にも上るため、本日以降、約15万通ずつ3回に分けて通知書が発送される予定です（現在のところ、第2回目は平成24年8月2日（木）、第3回目は平成24年8月9日（木）に発送される予定です。）。

債権者の皆様におかれましては、破産手続開始等の通知書がお手元に届くまで、今しばらくお待ち頂きますようお願い申し上げます。

草々